

## 小規模多機能居宅介護 だいご中田館 利用料金一覧表

(令和1年10月1日現在)

※下段の太字が自己負担額になります。初期加算以外はいずれも月定額です。利用頻度・時間数等によつての変化はありません。

※介護保険からの給付額に変更のあつた場合、その内容に合わせてご契約者の負担額を変更します。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考	
①	小規模多機能型 居宅介護費		103,640	152,320	221,570	244,540	269,640	同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
		1割	<b>10,364</b>	<b>15,232</b>	<b>22,157</b>	<b>24,454</b>	<b>26,964</b>	
		2割	<b>20,728</b>	<b>30,464</b>	<b>44,314</b>	<b>48,908</b>	<b>53,928</b>	
		3割	<b>31,092</b>	<b>45,696</b>	<b>66,471</b>	<b>73,362</b>	<b>80,892</b>	
②	初期加算		300					1日につき加算される  登録日より30日
		1割	<b>30</b>					
		2割	<b>60</b>					
		3割	<b>90</b>					
③	認知症加算 (Ⅰ)		8,000					介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)に加算される
		1割	<b>800</b>					
		2割	<b>1,600</b>					
	認知症加算 (Ⅱ)		5,000					要介護2に該当し、周囲の物による注意を必要とする認知症利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)に加算される
		1割	<b>500</b>					
		2割	<b>1,000</b>					
	3割	<b>1,500</b>						
	④	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本単位+各加算×0.102					利用した介護保険サービスの利用単位数を合算したものに0.102(10.2%)を掛けたものを算定
	⑤	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本単位+各加算×0.015					利用した介護保険サービスの利用単位数を合算したものに0.015(1.5%)を掛けたものを算定
⑥	訪問体制強化加算		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	1月あたり200回以上延べ訪問回数があり、訪問サービス担当職員を常勤従業員2名以上配置している場合に加算される
		1割	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	
		2割	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	
		3割	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	
⑦	総合マネジメント体制強化加算		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	個別サービス計画を多職種協働により随時見直ししている場合に加算される
		1割	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	
		2割	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	
		3割	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>	
⑧	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ		6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	介護職員の介護福祉士の取得率が50%以上の場合に加算される
		1割	<b>640</b>	<b>640</b>	<b>640</b>	<b>640</b>	<b>640</b>	
		2割	<b>1,280</b>	<b>1,280</b>	<b>1,280</b>	<b>1,280</b>	<b>1,280</b>	
		3割	<b>1,920</b>	<b>1,920</b>	<b>1,920</b>	<b>1,920</b>	<b>1,920</b>	
⑨	看護職員配置加算Ⅰ		9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	常勤専従の看護師を1名以上配置している場合に加算される
		1割	<b>900</b>	<b>900</b>	<b>900</b>	<b>900</b>	<b>900</b>	
		2割	<b>1,800</b>	<b>1,800</b>	<b>1,800</b>	<b>1,800</b>	<b>1,800</b>	
		3割	<b>2,700</b>	<b>2,700</b>	<b>2,700</b>	<b>2,700</b>	<b>2,700</b>	
⑩	中山間地域等提供加算	基本単位+各加算×0.05					サービス提供地域外の訪問、送迎を行った場合5%を掛けたものを算定	

### 介護保険の給付対象外の料金

- ・ 食事料金 … 朝食：350円、昼食：600円、夕食：450円  
(ムース食のみ 1食につき30円の追加料金がかかります)
- ・ 宿泊料金(光熱水費を含む) … 宿泊1日につき2,500円
- ・ 紙おむつ・紙パンツ・パッド代 … 使用した枚数分の実費相当額
- ・ 食事キャンセル料 … 事業所において食事の発注は行ったが、体調不良等の理由により利用しなかった場合(昼食準備前の帰宅も含む)、キャンセル料(利用予定の食事代金相当額)をいただきます。(3日前までに連絡の場合はキャンセル料はかかりません)
- ・ 無断での中止 … 事業所への連絡がなく利用をキャンセルした場合には、利用予定の食事代金相当額を負担していただきます。
- ・ 介護保険給付支給額上限超過 … 介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担(10割)となります
- ・ 理容サービス代金 … 理容サービスを利用された場合は実費(理容2,100円、顔そりのみ1,200円)を負担していただきます。
- ・ その他 … 利用にあたり発生した個別の費用を実費負担していただきます。  
(例：連絡ノートを入れるクリアケース代など)